

令和5年5月9日

県連盟役員各位
地区委員長各位
地区コミッショナー各位
地区事務長各位
団委員長各位

一般社団法人 日本ボーイスカウト静岡県連盟
理事長 村松 武博
県コミッショナー 澤田 浩久

新型コロナウイルス感染症への対応について
団関係者・育成会等への周知と徹底について(第17報・最終)
(新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後のスカウト活動)

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、マスク着用の考え方の見直し等がなされ、令和5年3月13日以降マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とし、感染症防止対策としてマスク着用が効果的である場面を政府が示し、一定の場面ではマスク着用を推奨することとなりました。

また、令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更され、政府より出されていた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や「業種別ガイドライン」等が廃止されたことに伴い、今後のスカウト活動における留意点について下記の通りお知らせいたしますので、適切な対応をお願いします。

なお、今後再び新型コロナウイルス感染症のまん延により政府の方針が変更された場合には、改めて対応方針を示す可能性があることを申し添えます。

記

1 マスク着用について

- (1) マスクを着用するかどうかは、個人や家庭の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人や家庭の主体的な判断が尊重されるよう配慮する。
- (2) 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
 - ・医療機関受診時
 - ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時
- (3) そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的である。

2 飲食、炊事、宿泊を伴う活動について

- (1) 原則として利用施設が示す新型コロナウイルス感染症予防対策に従って対応する。
- (2) 野営については施設が示す対策のほか、テントでの宿泊に関しては、個人や家庭の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反して複数名でのテント宿泊や単独でのテント宿

泊を強いることがないように配慮する。

3 症状がある場合の対応

- (1) 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、活動への参加を控えるよう促す。
- (2) 活動中に症状が出た時には、人混みは避け、マスクを着用する。

4 基本的な感染対策について

- (1) マスク着用の考え方の見直し後であっても、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行すること。
- (2) 家庭との連携によりスカウトの健康状態を把握することは重要ですが、濃厚接触者の特定が行われないことがないため、体温・体調や行動を毎日記録させ提出させるといった取組は不要です。

4 留意事項

- (1) 各行政機関や医療機関等から特段の定めや指示があった場合にはその内容に従うこと。
- (2) 令和4年8月6日付け「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づく具体的な対応基準 ～新しい生活様式に対応したスカウト活動～ Ver.4」については廃止する。

(参考) 学校における対応

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

○ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じることが考えられること

参考資料「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」

以上

<ご相談ご質問について>

静岡県連盟事務局もしくは所属地区コミッショナーにご連絡ください。

【連絡先：静岡県連盟事務局】

TEL 054-255-6185 FAX 054-255-6186 E-mail office@shizuoka.scout.jp